

道の駅湖畔の里福富樹木管理仕様事項

第 1 章 総則

1－1．適用

1. 本仕様事項は、道の駅湖畔の里福富の敷地内樹木等の管理業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. 設計書及び図面並びに特記仕様書（以下「設計図書」という。）に記載された事項は、この仕様事項に優先する。

1－2．業務管理

1. 受託者は、設計図書に適合するよう業務を施行するために、自らの責任において、業務管理体制を確立しなければならない。
2. 受託者は、監督員の指示する管理基準により業務管理を行い、その記録を監督員に提出しなければならない。

1－3 提出書類

1. 受託者は、監督員の指示する様式により、次のとおり関係書類を提出しなければならない。
2. 業務責任者及び主任技術者指名（変更）届（様式 - 1）、工程計画表は、契約後 14 日以内に提出しなければならない。
3. 業務完了報告書は、履行期限終了後速やかに監督員の指示する完成書類を添えて提出しなければならない。
4. 月別管理業務報告書は、毎月末現在の状況について翌月 7 日までに提出しなければならない。
5. 部分払を請求しようとするときは、出来形報告書に、実績を記入した工程計画表及び出来形図面並びに業務写真を添付して提出しなければならない。
6. 使用材料（薬剤・肥料等）については、使用前に見本又は資料を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

6. その他監督員の指示した書類については、その指定された期日までに提出しなければならない。

第 2 章 一般管理

2－1．防除（病虫害防除）

（1）農薬の使用

農薬の使用に際しては、「農薬取締法」及び「農薬関連法規」またメーカー等で定めている使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意する。

また、監督員の品質証明確認を受け、使用しなければならない。

（2）薬剤の希釈及び調合

農薬の基準希釈倍率を守り調合する。物理的及び化学的性質により調合不可能な薬剤があるので、必ず事前確認のうえ調合すること。

（3）薬剤の散布

1. 散布方法はそれぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
2. 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、実施する。
3. 散布前に状況に応じ地域の住民に、『回覧板の配布、貼り紙』等で事前に告知する。
4. 散布時は第三者が作業区域に近づかないように注意し、その恐れのある場合は誘導員をつけ作業を行う。
5. 散布時は気象条件の良い無風状態のときを選び、家屋や農耕隣地等へ飛散しないよう注意して散布する。
6. 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫被害部分を中心にむらなく散布する。
7. 散布作業は人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。

8. 標準農薬散布量

規 格	高 木			中 木		低木 (寄植)	生 垣	
	C=0.6 m以上	C=0.3 ～0.6m	C=0.3 m未満	H=2.0 m以上	H=1.0 ～2.0m	H=1.0 m以下	H=2.0 m以上	H=1.0 ～2.0m
殺 虫 剤 殺 菌 剤 殺 ダ ニ 剤 展 着 剤	20ℓ	10ℓ	5.0ℓ	1.0ℓ	0.5ℓ	0.5ℓ	0.5ℓ	0.3ℓ
機械油乳剤 石灰硫黄合剤	20ℓ	10ℓ	5.0ℓ	1.0ℓ	0.5ℓ	0.5ℓ	0.5ℓ	0.3ℓ
備 考	1本 当り	1本 当り	1本 当り	1本 当り	1本 当り	1㎡ 当り	1㎡ 当り	1㎡ 当り

※薬剤混用の際は、混用したい各薬剤の適用植物と適用病害虫を調べ確認すること。

※冬期防除で対象樹が落葉樹の場合は、標準農薬散布量の2割以内で監督員と協議し補正する。また、石灰硫黄合剤散布の場合、樹種等(落葉樹)希釈倍率を考慮する。

2-2. 施肥

(1) 材料

所定の施肥量を肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、使用材料及び施肥方法について監督員と協議する。

(2) 施肥方法

1. 施肥は寒肥を主体に12月～2月の冬季に実施するが、育成状況により追肥が必要な場合は別途考慮する。
2. 中高木の施肥は樹木の枝の先端を目安に5～6ヶ所、深さ10～20cm程度の溝を掘り、施肥して覆土する。使用材料により使用方法の定めがある場合は、その使用方法に基づき施肥する。
3. 施肥量は、中高木は1本当り、生垣・低木の寄植えについては、1平方メートル当りの数量に基づき使用する。
4. 低木類についてはバラ撒きとし、区域外に出ないように注意して施肥する。

5. 樹木の育成状況により使用する肥料また肥料数量は監督員と協議し変更する事が出来る。

街路・公園施肥基準数量（参考）

規 格		有 機 肥 料		化 学 肥 料		単位
		油 粕 (ソイルエース)		ウッドエース4号		
		街路	公園	街路	公園	
高 木	C=0.6～0.9m					
	C=0.3～0.6m未満	0.75		0.40		kg／本
	C=0.3m未満	0.50	0.40	0.25	0.20	kg／本
中 木	H=2.0～3.0m	0.30	0.25	0.15	0.12	kg／本
	H=1.0～2.0m未満	0.25	0.20	0.12	0.06	kg／本
低 木	H=1.0m未満	0.05	0.04	0.03	0.02	kg／本
生 垣	H=2.0～3.0m	0.60	0.50	0.30	0.25	kg／㎡
	H=1.0～2.0m未満	0.50	0.40	0.25	0.20	kg／㎡
	H=0.3～1.0m未満	0.25	0.20	0.12	0.10	kg／㎡
寄 植	H=1.0m未満	0.35	0.30	0.20	0.15	kg／㎡

	商 品 名	効用(N-P-K)	備 考
化学肥料	ウッドエース4号	12 : 6 : 6	肥料効果が約2年間持続する。
	マルヤマ(1号)	6 : 4 : 3	肥料効果が1年で即効性がある。
	バーディグリーン	16 : 10 : 14	芝の施肥に適し、緩効性である。
	バーディラージ	10 : 10 : 10	大豆粒ほどの粒状で低木に良い。
	グリーンパイル	17 : 10 : 10	高木の打ち込み肥料
有機肥料	ソイルエース	4 : 4 : 0.5	有機顆粒肥料
	グリーンドクター	6 : 5 : 5	有機ペレット肥料

2－3．剪定

(1) 基本的事項

1. 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として行う。
2. 剪定はそれぞれ樹種、形状に応じて最も適切な方法により行う。
3. 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。
4. 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方を弱く剪定する。また、一般に南側等樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定する。
5. 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは原則として行わない。
6. 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定する。
7. 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理すると共に樹木周辺をきれいに清掃する。

(2) 剪定の種類

1. 弱剪定

- 【1】弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。

【2】主として剪定すべき枝

- 1) 枯枝
- 2) 生長のとまった弱小の枝（以下「弱小枝」という。）
- 3) 著しく病虫害におかされている枝（以下「病虫害枝」という。）
- 4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」という。）
- 5) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」という。）
- 6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝（以下「不要枝」という。）
 - a. やご（ひこばえ）
 - b. 幹ぶき（胴ぶき）
 - c. 飛び枝（徒長枝）
 - d. からみ枝
 - e. 逆さ枝
 - f. きり枝
 - g. ふところ枝
 - h. その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）

- 【3】 病虫害枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定する。
- 【4】 枯枝、弱小枝等はその枝のつけ根から切取る。
- 【5】 街路樹等の並木については特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一をはかりつつ剪定する。

2. 強剪定

- 【1】 強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
- 【2】 芯は原則として止めない。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てる。
- 【3】 古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は、古枝の途中によい方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

(3) 樹種による剪定の時期及び留意点

1. 中低木剪定

特に花木類の剪定は花芽分化に十分注意し敵期に行う。

(東広島地域のサツキ、つつじの剪定は7月10日頃までに行う。)

2. 高木剪定

- ・ 夏期剪定・・・成長期の6月～8月に行い、強風により倒木の防止や強剪定が必要な場合も行う。
- ・ 秋期剪定・・・常緑樹は土用芽の生長の止まった9月から11月に実施することで樹形を整えることが出来る。
- ・ 冬期剪定・・・樹木の基本的な枝の骨組を形作っていく剪定で休眠期（秋の彼岸から春の彼岸まで）から萌芽直前に実施する。

3. 中木剪定

単植樹木については、樹種の特長を生かしながら花芽分化に注意し剪定を行う。

4. 低木寄植

低木寄植は毎年定期的に刈込みによる剪定を行い、花木類は花芽分化に注意して樹形を維持するように行う。

5. 障害物等の場合の剪定

- ・ 高木の周りに、高圧線が通っている場合樹木の最後部が高圧線から3m以内にならないように生長を抑制する。

- ・ 歩道沿いに民家・商店がある場合、枝葉などが生涯とならないように剪定をする。
- ・ 街路では交通障害や照明灯のさまたげにならないよう注意し剪定を行う。特に交差点や信号機・道路標識の周辺は見通しに十分注意する。
- ・ 街路樹の下枝の高さは歩道側 2.5m 車道側 4.5m を基準として剪定を行う。

6. 伐採について

伐採作業において、作業範囲内に第三者の立ち入りができないようにカラーコーンを設置するなど常に安全な作業の実施に留意すること。

チェーンソーの使用による作業など、関係法令に定められた有資格者等による作業の実施が必要となる場合には、その法令を遵守すること。

第3章 芝地の管理

3-1. 芝刈

(1) 基本的事項

1. 芝生地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取除く。
2. 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は2～3 cm を基本とし、それにより難い場合は監督員と協議する。
4. 樹木の根際、柵類のまわりなど機械刈りの不適當又は不能の場所は手刈りとする。
5. 縁切りは、寄植え、施設等にはふく茎が侵入しないよう、寄植類にあつては、樹冠の垂直投影線より10 cm 程度外側で垂直に切込み、切除する。
6. 刈りとった芝は、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。

3-2. 施肥

(1) 基本的事項

1. 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
2. 4月～9月の芝の成長期に施肥を行う。
3. 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれている時は行わない。
4. 1回当たり施肥量は下表を基本とする。使用材料及び施肥方法について監督員と協議する。また、使用材料により使用方法の定めがある場合は、その使用方法に基づき

施肥する。

1 回当り施肥量（参考）

種 別	品 目	備 考
化成肥料	ハーディーグリーン(16:10:14) 50g/㎡	バラ撒き肥料

3－3．除草

（1） 薬剤除草

1. 薬剤除草の薬剤の使用に際しては、「農薬取締法」の農業関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を厳守すること。
2. 薬剤の散布は第2章2－1（3）薬剤の散布に準ずる。
3. 芝地薬剤除草は、雑草が伸びすぎてから、除草剤を散布すると薬効が望めないの
で、薬剤散布は芝刈り後、なるべく草丈の短い内に散布する。 尚、散布は4月
～10月を標準とする。
4. 芝地内に繁茂する雑草の種類と育成段階を十分把握し、薬剤の種類、散布時期を
決定する。

芝地除草剤使用例 （参考）

散布水量 0.2ℓ/㎡

商 品 名	適 用 雑 草	使用薬量	備 考
MCPP	広葉雑草 (クローバー、スギナに効果あり)	0.60cc/㎡	低温時(10℃)では 効果なし
アージラン	1年生雑草(選択的除草) キク科雑草	0.60cc/㎡	土中での残留はない 魚毒性は極少
グラトップD	広葉雑草 イネ科雑草	0.20g/㎡	粉末の為、目に入らぬよう注意
シバゲン	多年草雑草(選択的除草) 茎葉処理・土壌処理効果	0.025g/㎡	雑草の茎葉に均一に付着するこ と。 西洋芝には使用しない。
クサリノー	展着剤	0.10cc/㎡	

*発生雑草の種類に合わせ薬剤を3から4種混合し散布する。

(2) 抜根除草

1. 既存地被類をいためないよう除草器具などを用いて根ごと取り除く。
2. 抜き取った雑草は、すみやかに処理すると共に、除草跡はきれいに清掃する。

3-4. 防除

(1) 早期発見・早期処分

1. 予防は最大の防除であるため、定期点検で病気の早期発見に努める。
2. できる限り早い時期に病気を発見し、被害が広がらないうちに防除する。
3. 病気については過度の踏圧を受けぬよう芝生地の使用頻度をコントロールし、刈り込み後の肥培管理を十分に行う。

(2) 代表的な症状と発生時期

1. 芝のサビ病

サビ菌によって生じ、4月～5月頃に発生する。症状は葉や葉鞘に黄色の斑点が盛り上がったように生じ、これらから粉状のものを出す。原因は栄養不足と過度の利用による踏圧等がある。また、芝生が黄化現象を生じ、害虫も見られず窒素肥料の効果も十分表れない場合は、根に寄生するネマトーダ（線虫）によるものと考えてよい。

3月～5月と9月～10月に被害が多い。

2. コガネムシの食害

梅雨期を除く3月～10月に発生し、特に4月と8月～9月に多く発生するコガネムシの害は、芝生の根を食害し育成むらを生じ、勢いがなくなり芝生内に多く糞状の土塊がみられるようになる。

3-5. 芝の縁切り

- (1) 芝が中低木他、植え込みの中に入り込んでしまうと、樹木の成長が妨げられるため芝生の縁切りを定期的に行い、植え込み内に芝が入らぬように注意する。

3-6. 目土入れ

(1) 基本的事項

1. 芝生を弱った状態から再生させるためには目土入れが必要である。1～3月に砂質土を厚さ約1cm程度に均一に散布し、合わせて不陸整正も行う。
2. 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けしたものをを用いる。

土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう、入念に混合する。

3. 目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に充分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整生を勘案しながら行う。

第4章 植地管理

4－1. 除草

(1) 基本的事項

1. 樹木内（植込地内）の除草は抜根除草（手抜き除草）とする。作業時期としては5月～11月とし、除草した草は搬出処理するものとする。
2. 雑草の多い植地は雑草の根絶を行うため薬剤除草を行う。時期は4月～10月頃、2回を標準とする。薬剤除草後の枯れ草は搬出処理するものとする。

4－2. 灌水

(1) 作業時期

日照りが1週間～10日位続いた場合を灌水の目安とし、作業を行なう前に監督員に協議を行うこと。

(2) 灌水方法

灌水量は1㎡当たり 7.5ℓを基準とするが植地の条件によりその限りではない。浸透しにくい場所では、状況に応じて灌水方法を工夫すること。

〔1回当たり基準灌水量：植地面積×7.5ℓ〕

(3) 灌水を行う時間

灌水の時間は、晴天下の日中はなるべく避けること。

(4) 取水について

取水場は、監督職員と協議の上で決定する。

第5章 裸地管理

5－1. 除草

(1) 薬剤除草

1. 施工方法は、第2章2－1（3）薬剤の散布に準ずる。

2. 使用する農薬（除草剤）は、すべて所定の薬剤を使用すること。
3. 散布するときは、人畜、農耕地、建築物、車両等に被害を及ぼさないよう注意するとともに、樹木・草木等に薬剤が付着しないよう雑草類に均等に散布すること。
4. 使用器具、施工方法等については、事前に監督員の承諾を得ること。
5. 土壌条件、日照条件等により薬害を生じることがあるので、除去する雑草の種類と成段階を十分掌握し、薬剤の種類・散布時期を定める必要がある。

ラウンドアップ使用例(参考)

名 称		薬 剤		備 考
裸地除草	(雑草の少ない)	ラウンドアップ	(100 倍) 0.2ℓ／㎡	
	(雑草の多い)		(30～50 倍) 0.2ℓ／㎡	

(2) 抜根除草

裸地抜根除草は適宜行うが、特に雨降りの翌日は土壌が水を含み軟化していて雑草の根部が引き抜き易い。除草に際しては、手鋤等の除草用具を用い、根部をゆるめてから引き抜くように作業を行う。

5－2．整正

降雨等によって植地やグラウンドの不陸及び土壌流出があった場合、被害状況を報告し、必要であれば客土等により良好な状態に整正する。

第6章 清掃管理

6－1．植地・芝地・法面

- (1) 植地・芝地・法面に捨てられた空き缶、空ビン、ビニール袋、タバコの吸殻、ゴミ類その他投棄された物は、分別し処理する。
- (2) 緑地帯の塵埃の堆積は美観を損ねるので定期的に除去・清掃を行う。
- (3) 下木内のゴミ等は、下木類をいためないよう注意して取除く。

6－2．街路及び広場

(路肩、分離帯、園路、遊歩道、階段、広場等)

(1) 園地清掃

吸殻入れ、くずかご、その他園地のゴミをとりこぼしのないようきれいにかき集め、運搬処理する。

(2) L型側溝、集水桝等に溜まったゴミ、土砂等は、念入りに取り除き排水を常に良好な状態に保つこと。

6－3．その他の設備

(門、外柵、照明灯、池、流れ、橋、標識板)

(1) 作業時期、期間は事前に監督員と協議のうえ行う。

(2) 排水管、排水桝に溜まったゴミ・土砂等は入念に取り除き排水を常に良好な状態に保つこと。

(3) 排水溝内の除去した土砂の処分は、監督員の指示に従う。

第7章 点検管理

7－1．点検管理

(1) 巡回

定期的に巡回パトロールを行い、管理区域内の樹木等の育成状況、病虫害の早期発見及び除草・清掃の必要の有無等を調査把握し、異常のある時は適切な保全管理を行うため造園技術者が、監督員に報告する。

台風等の自然災害時、及び災害後は速やかに点検し、被害がある場合は監督員に報告するとともに、早急に保全管理を行う。

7－2．使用禁止の措置

樹木点検により、枯木・倒木の恐れのある樹木及び公園遊具他、施設等の点検及びチェックリストによる管理で、危険と判れば監督員と協議の上、使用禁止・立ち入り禁止等の措置を行う。

7－3．修繕及び撤去

施設点検において、修繕、撤去が必要とされるものは、監督員と協議し処置を行う。

7－4．現地調査

緑化樹木は「生き物」であるという観点から、長期間にわたる管理計画をもって継続した適切な管理が重要であり、その基本となる樹木管理台帳が必要である。

受託業者は樹木台帳にのっとり樹木調査を行い、樹木の規格、数量、面積等の現状を調査し（一般経費に含まれている。）、管理業務報告書にて提出するものとする。

また、これにより数量の増減が生じた場合、変更の対象とする。

7－5．写真管理

原則、管理写真は、作業前・作業中・作業後の3枚（公園ごと、樹木の大分類ごとなど。）で良いものとする（樹木調査は含まない。）。

ただし、撮影頻度や枚数が増えることを制限するものではない。

また、協議事項など疑問に思われる箇所の写真は入念に写真を撮り協議するものとする。

7－6．その他

- （1） 管理する場所が増える場合があるので注意すること（別途指示するものとする。）。
- （2） 事故等が発生した時は、監督員へ連絡するとともに、速やかに事故報告を提出すること。

業務責任者及び主任技術者指名（変更）届

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

(受注者) 住所

氏名

印

下記のとおり指名（変更）しましたのでお届けします。

記

1 業務名

業 務 名	
業 務 場 所	
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	
業 務 委 託 料	

2 業務責任者

氏 名 （ 生 年 月 日 ）	
業務責任者の委任除外権限	

3 主任技術者

氏 名 （ 生 年 月 日 ）	資 格	登録番号又は資格者証番号

(注) 1 請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

2 資格欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハ並びに第15条第2号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入するとともに、当該工事に必要となる資格者証等を添付すること。（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）

3 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。ただし、「1 業務名」欄における記載事項の変更については、再提出を不要とする。